

瀬戸市訓令第5号

本 庁
公 所

瀬戸市庁議に関する規程（昭和52年瀬戸市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(政策会議) 第3条 <省略> 2 政策会議は、市長を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>企画部長</u> (4) <u>総務部長</u> (5) <u>経済文化部長</u> (6)から(11)まで <省略> 3及び4 <省略> (調整会議) 第4条 <省略> 2 調整会議は、 <u>企画部長</u> を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。 (1) <u>企画部政策推進課長</u> (2) <省略> (3) <u>企画部長</u> から特に命ぜられた者 3 <省略> (企画会議)	(政策会議) 第3条 <省略> 2 政策会議は、市長を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>経営戦略部長</u> (4) <u>行政管理部長</u> (5) <u>地域振興部長</u> (6)から(11)まで <省略> 3及び4 <省略> (調整会議) 第4条 <省略> 2 調整会議は、 <u>経営戦略部長</u> を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。 (1) <u>経営戦略部政策推進課長</u> (2) <省略> (3) <u>経営戦略部長</u> から特に命ぜられた者 3 <省略> (企画会議)

<p>第7条 <省略></p> <p>2 企画会議は、<u>企画部</u>政策推進課長が招集し、各部局の企画補佐及び<u>企画部</u>政策推進課長が必要と認める者をもって構成する。</p> <p>3 企画会議は、毎週木曜日に開催する。ただし、<u>企画部</u>政策推進課長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。</p> <p>4 <省略> (付議手続)</p>	<p>第7条 <省略></p> <p>2 企画会議は、<u>経営戦略部</u>政策推進課長が招集し、各部局の企画補佐及び<u>経営戦略部</u>政策推進課長が必要と認める者をもって構成する。</p> <p>3 企画会議は、毎週木曜日に開催する。ただし、<u>経営戦略部</u>政策推進課長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。</p> <p>4 <省略> (付議手続)</p>
<p>第8条 企画会議を除く庁議に付すべき事項は、急を要するものを除き、開催日の2日前までに、文書をもって<u>企画部長</u>あてに付議を依頼しなければならない。</p> <p>2 企画会議に付すべき事項は、急を要するものを除き、開催日の2日前までに、文書をもって<u>企画部</u>政策推進課長あてに付議を依頼しなければならない。 (庶務)</p>	<p>第8条 企画会議を除く庁議に付すべき事項は、急を要するものを除き、開催日の2日前までに、文書をもって<u>経営戦略部長</u>あてに付議を依頼しなければならない。</p> <p>2 企画会議に付すべき事項は、急を要するものを除き、開催日の2日前までに、文書をもって<u>経営戦略部</u>政策推進課長あてに付議を依頼しなければならない。 (庶務)</p>
<p>第10条 庁議に関する事務は、<u>企画部</u>政策推進課において処理する。</p>	<p>第10条 庁議に関する事務は、<u>経営戦略部</u>政策推進課において処理する。</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。